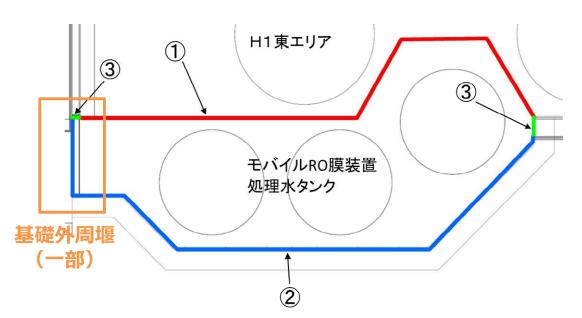
# 雨水処理設備に関する補足説明資料 (モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰)



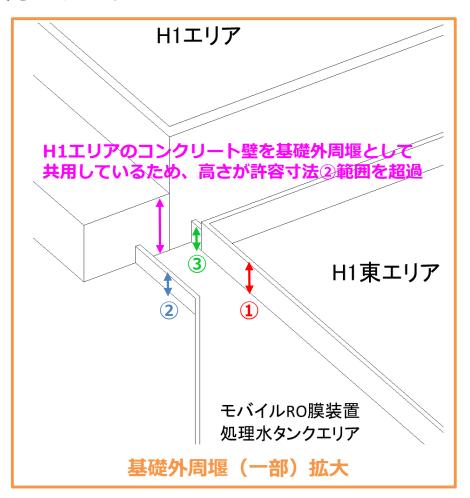
## 1. 実施計画と齟齬が確認された事象について



モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰において、現地状況と実施計画の記載された基礎外周堰高さの許容寸法に齟齬があることが確認された。



検査項目	許容寸法(mm)	判定基準
高さ	①959以上 ②870以上959未満 ③770以上870未満	実施計画に記載されている 各部の主要寸法の計測値が 許容寸法を満足すること。



基礎外周堰②の一部において、基礎外周堰(コンクリート壁)の高さが実施計画に記載された<u>許容寸法を満足出来ていない(許容寸法範囲を超過)</u>。

## 2. 漏えい拡大防止機能への影響について



- ➤ モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰は、内側をH1東エリアの内堰(H=970mm)と共有、 外側をH1東エリアの外堰(H=870mm)及びH1エリアのコンクリート壁(H=1500~ 2500mm)と共用している。
- ➤ モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰の設計思想として、堰内の想定漏えい水がH1東エリア (中低濃度タンクエリア)側へ流入しない堰高さとして①>②として設定した。また、堰外への漏えいより先に内堰と外堰の間へ流入を促す堰高さとして②>③として設定した。
- ▶ 今回確認されたH1エリアのコンクリート壁(H=1500~2500mm)の高さが実施計画上の許容寸法を超過しているが、超過により設計思想を阻害するもので無い。

## 3. 実施計画記載事項の齟齬を確認するまでの経緯



## ■ 概略経緯

モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰については、実施計画変更申請時には設置を完了していた。

(今回の実施計画変更申請内容が、現地状況に即していなかった)

時期	事柄	
2018年3月	モバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰およびH1エリアコンクリート壁を設置完了 (使用前検査に関連する資料の作成も合わせて実施)	
2018年8月	雨水処理設備に関する実施計画変更申請	
2019年7月	実施計画認可	
2020年2月	使用前検査受検 (現地状況と実施計画との齟齬を確認)	

## 4. 事象の発生原因

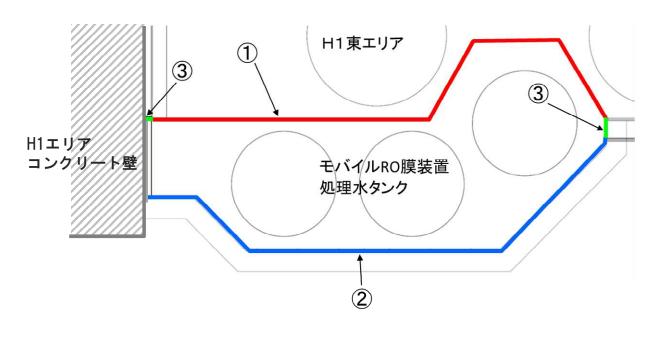


◆ 設計・設置工事から使用前検査に至るまでに関わった担当者へヒアリングを実施。

時期	担当者認識
設計・工事時	H1エリアのコンクリート壁をモバイルRO膜装置処理水タンク基礎外周堰として共用することは、当初からの設計思想であった。
実施計画作成時	<ul><li>▶ コンクリート壁を共用していることは認識していたため、実施計画にも 当該部を基礎外周堰として記載した。</li><li>▶ 当該部の現地状況と実施計画の整合を図るための適切な記載内容の検討 が不足していた(振り返り)。</li></ul>
使用前検査時	<ul><li>設備設置完了後に実施計画変更申請が行われていることから、実施計画の記載と当該部との整合は図られていると思い込んでいた。</li><li>検査準備として現地を事前確認した際、当該部の特殊性に対して注意を十分に払えていなかったため、実施計画記載内容と当該部の齟齬に事前に気付くことが出来なかった。</li></ul>

実施計画作成時における<u>記載内容の検討不足</u>、思い込みによる<u>検査前確認の不足</u>が主な発生要因。

実施計画に掲載した基礎外周堰範囲図について、現地状況に即した記載へと適正化を図る。



適正化イメージ図